

## クレアレポート NO.205 「タイの地方分権の動きと人材育成」(概要版)

### 1 新憲法の制定

タイでは、1995年の総選挙で金権選挙を行うなど、政治が腐敗していた背景があり、1997年に選挙制度の改革と政治の腐敗防止を目的に、民主的な手続きによって初めて新憲法が制定された。

従前の憲法は、地方自治について言及されていなかったが、新憲法では、9条からなる地方自治の規定があり、政策や財政における地方自治体の権限の拡大による地方分権の推進が明文化された。

また、新憲法制定に伴い、地方分権手続法や地方公務員法等の各種地方自治体に関する法律も合わせて改正した。

### 2 地方分権への取組

#### (1) 中央政府の取組

新憲法に基づく地方行政制度の改革が始まったことで、地方分権に対する取組がようやく始まったところである。しかし、地方分権を進めるに当たり、下記のような問題点がある。

地方自治体の役割と権限の制限、中央政府・地方における中央政府の出先機関と地方自治体間の役割と権限の重複

地方自治体の財政力の弱さ

地方自治体への権限委譲に関する具体的な政策を中央政府が持っていないこと

中央政府に比べて地方自治体には有能な人材が少ないこと

行政の非効率から住民の望む行政サービスを十分提供できず、その結果、住民の行政に対する無関心を引き起こしていること

地方自治体の形態が多く、それぞれが独立していることから地方自治体間の協力関係の欠如が生じていること

以上のような問題解決のために、地方分権関連法案の制定・改正や地方分権委員会で権限委譲に関する具体的な検討が行われるなど、政府は地方行政制度の改革(項目は下記参照)に取り組んできている。

中央政府、中央政府の地方における行政及び地方自治体の行政の再編

地方自治体の再編

地方財政制度の見直し

人事行政制度の統一

住民参加の促進

地方自治体の監督機関の設立

#### (2) 地方自治体の取組み

内務省によると、ナコン・ラチャシマ県は地方分権に積極的に取り組んでいるという

ことで、調査対象地域に選定した。

#### ア ナコン・ラチャシマ県自治体

県自治体の役割として、県内の自治体同士の調整役が今後ますます求められる。今後の課題として、県内自治体の人材育成、県の裁量で県内自治体に財源配分を行うこと、最新の施設や機械を整備・導入して地域開発を行うことが挙げられる。

(特記)

- ・予算...自治体の要望を十分聞いた上で配分すべきである。
- ・中央政府からの委譲要望事務...自治体自らが地域の問題を解決したり開発したりすることが大切である。
- ・職員人材育成...自治体を運営していく上で最優先の問題で、地方分権の受け皿を作る意味で重要である。

#### イ ナコン・ラチャシマ市

WHOからヘルシー・プロジェクト実施自治体として選ばれている。ヘルシー・プロジェクトとは、街を清潔にすることから市民の健康・福祉を向上することまで、健全な地域社会の形成を目指すものである。なお、ISO9000及び9002の取得にも取り組んでいる。

(特記)

- ・中央政府からの委譲要望事務

住民登録事務の一元化 遺跡が多い地区のため、独自の方針で魅力ある観光づくりを行うこと 市内の公用地を利用する際、市の考えを尊重すること 中学校まで含めた教育行政を担うこと

- ・職員人材養成

ヘルシー・シティーの実現のために大学、保健省、科学技術環境省への職員派遣を考えている。

#### ウ チョーホー市

(特記)

- ・重要課題... インフラの整備 廃棄物処理 スポーツ・レクリエーション施設の整備、託児所の整備 人材育成(職員及び住民対象コンピューターに係る講習会)

- ・中央政府への要望... 財源配分の適正化 人材開発

(ア) 中央政府からの委譲要望事務... 小学校教育行政 地域保健センターの整備

(イ) 地方分権への取組...幹部職員が地域の集会に出向き、住民と語り合う機会を作り、地方行政への住民参加の促進に努める。

- ・職員人材育成...単独では研修を行うだけの余力がないため、国や大学等関係機関に職員を派遣している。

#### エ ノンパイロン・タムボン自治体

(特記)

- ・重要課題... インフラの整備 地域住民の生活向上支援 伝統芸能の継承
- ・中央政府への要望... 臨時雇用職員の採用権 独自の水道施設の保有 予算執行の裁量範囲の拡大
- ・住民参加...月 1 回、住民集会を開催し、行政に対する要望の聴取及び行政側の情報の伝達を行っている。
- ・職員人材育成...予算の制約があり、県主催の研修に職員を派遣している。

#### オ フアタレー・タムボン自治体

(特記)

- ・重要課題... インフラの整備 なまず養殖グループへの支援
- ・地方分権に関する要望...事務委譲と合わせてそれに見合う財源の委譲。
- ・地方分権への取組...住民集会で地方分権の動き等を含めた行政側の情報提供を行っている。
- ・職員人材育成...国、県主催の研修に職員を派遣しているほか、自治体内でも勉強会を行っている。

### (3) 大学等の取組

#### ア チュラロンコン大学の取組み

1999年11月に“Center for Local Government Initiatives”を設立した。同センターの役割は、国が進めている地方分権に対して意見を述べ世論に訴えるといった監査役である。今後数年で活動を軌道に乗せ、国際会議を通じて海外の関係機関とネットワークを構築し、その後3年間で東南アジア地域における地方自治研究のセンターに持っていく考えである。

#### イ タイ地方行政促進財団(NGO)の取組み

活動内容については、自治体職員を対象とした研修会やセミナーの支援 地方行政の取組状況に関する一般市民への理解を高めること 大学等における地方行政推進のためのセンター設立への支援といったものである。

### 3 地方分権時代における人材育成

地方分権の進展の中で増加する事務について、タイの地方自治体は十分対処できるだけの能力を持ち合せていない。

第8次国家経済社会振興計画(1997年~2001年)において、経済振興重視から人材重視に方針を展開し、地方分権の前提として人材育成が必要であると明示されており、そのために、地方自治体職員を対象にした新たな研修機関の創設が提案されている。

#### ア 地方自治体職員数の増加

1999年に地方自治体の再編が行われ、今後地方分権の進展により自治体の新たな事務も増加してくることから、地方自治体職員が5年後には倍増すると見込まれている。これにより、それだけの収容力のある研修施設の整備の必要性が高まっている。

#### イ 研修の現状

行政開発機構で研修を受けた公務員は全体の1%程度しかない。これは、研修施設の収容

人員の問題、十分な研修スタッフもいないといった問題がある。

地方分権時代における人材育成の重要性は高まる一方であるが、地方自治体単独ではなかなか職員の研修を行うのは困難なことから、2000年から研修機関が研修プログラムを作り、それをもとに大学の先生や施設を利用して地方公務員に対して研修の機会を提供している。

#### ウ 今後の計画

1997年に施行された憲法の中で地方自治に関する規定が盛り込まれ、地方分権の推進が明文化されたことから、国内の地方公務員全職員に対する研修を積極的に実施していくことになり、そのための体制を整備する計画である。